

日吉台コミュニティ基金規約（抄）

（制定 昭和 61 年 4 月 6 日）

（改正 平成 2 年 4 月 1 日,12 年 4 月 16 日）

第 1 章 総 則

（基金の設置）

第 1 条 大津市日吉台学区民の共有の財産により、大津市日吉台学区自治連合会（以下「自治連合会」という。）に基金を設置する。

第 2 条 略

（基金の目的）

第 3 条 基金は、大津市日吉台学区民の共有の財産を適切に管理運用するとともに、地域の福祉及びコミュニティ活動の増進を図ることを目的とする。

（基金に属する財産）

第 4 条 基金に属する不動産は、次のとおりとする。

- （1）大津市日吉台一丁目 1 4 番 6 号 宅地 1,962.75 m²
- （2）大津市日吉台一丁目 9 番 3 号 宅地 605.07 m²
- （3）大津市日吉台一丁目 9 番 1 0 号 宅地 59.95 m²

2 基金に属する動産は、次のとおりとする。

- （1）日吉台共用施設維持管理基金残金及びその果実
- （2）日吉台集会所建設基金残金及びその果実
- （3）基金に属する財産の運用収益による積立金

（基金の事業）

第 5 条 基金は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）基金に属する財産の管理及び運用
- （2）コミュニティ施設への助成
- （3）まちづくり事業への助成
- （4）コミュニティ活動への助成
- （5）その他基金の目的を達成するため必要な関連事業

第 2 章 管理委員会

（管理委員会の設置）

第 6 条 基金を管理し、基金の事業を実施するため、自治連合会の特別委員会として、「日吉台コミュニティ基金管理委員会」（以下「管理委員会」という。）を設置する。

（委員）

第 7 条 管理委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- （1）自治連合会が所属自治会の推薦を経て委嘱した者 1 名
- （2）自治連合会副会長のうち自治連合会が指名した者 1 名
- （3）自治連合会に属する自治会が選出した者 1 自治会につき 1 名

（任期）

第 8 条 前条第 1 号及び第 3 号の委員の任期は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第 3 号の委員に欠員が生じたときは、当該委員の属する自治会は、すみやかに補欠の委員を選出しなければならない。

3 前項の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第 9 条 管理委員会に次の役員を置く。

- （1）委員長
- （2）副委員長 2 名
- （3）書記 1 名
- （4）会計 1 名

2 前項の役員のうち委員長は第 7 条第 1 号の委員をもってあて、副委員長のうち 1 名は同条第 2 号の委員をもってあて、その他の役員は同条第 3 号の委員より互選により定める。

第 9 条の 2、第 10 条、第 11 条 略

（自治連合会の承認）

第 12 条 管理委員会は、次の各号に掲げる事項については、自治連合会の総会に付議し議決を得なければならない。

- (1) 規約の改正
 - (2) 長期事業計画
 - (3) 年間事業計画及び事業報告
 - (4) 年間予算及び決算報告
- 2 この規約に基づく管理委員会の決定のうち重要な事項は、自治連合会の役員会の承認を得るものとする。

第3章 財産の管理及び運用

(不動産の管理)

第13条 基金に属する不動産は、学区民に有益かつ長期的な活用を図るものとする。

第14条 基金に属する不動産は、不法占用その他の不法行為を防止するとともに、近隣住民等に危険、迷惑が生じないよう適正な管理に努めるものとする。

(不動産の利用)

第15条 基金に属する不動産は、用途及び目的が妥当であり、かつ基金設置の目的に適合すると認められるときは、適正な対価を徴して利用を認めることができる。

第16条 略

(現金の管理及び運用)

第17条 基金に属する現金は、金融機関への預金、有価証券その他確実かつ有利な方法で管理運用するものとする。

(収益の取り扱い)

第18条 基金に属する財産より生じた収益は、予算の定めるところにより、基金の事業の原資とし、または基金として積み立てるものとする。

第19条 略

第4章 助成事業等

(助成事業の原則)

第20条 第5条第2号、第3号及び第4号の事業（以下「助成事業」という。）の実施に当たっては、基金設置の目的に照らし、適切な助成の対象を選定するものとする。

2 助成事業の実施に当たっては、国・県・市などの公共団体または公共的団体、自治連合会、各自治会等の類似事業との重複を避け、助成事業の効果が有効に発揮されるよう努めるものとする。

3 助成事業の実施に当たっては、アンケートの実施その他の方法により、広く住民の意見を聴取するよう努めるものとする。

(助成事業の実施)

第21条 助成事業は、管理委員会が自治連合会の承認を得て定める基金の長期及び年間事業計画、年間予算に従い、選定した助成対象事業に助成金を交付して行うものとする。

(関連事業)

第22条 第5条第5号の基金の目的を達成するため必要な関連事業は、基金に関する広報、基金の充実及び発展、将来計画等に関する調査、研究活動その他の事業とする。

第5章 雑 則

(会計年度)

第23条 基金の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(特別会計)

第24条 基金の会計は、自治連合会の特別会計とする。

(その他)

第25条 略

第26条 当初の第7条第3号の委員の任期は、第8条の規定にかかわらず、管理委員会の決議により、2名の委員については3年、3名の委員については2年、3名の委員については1年とする。

付 則 略